

## 平成24年第3回(12月)吉川松伏消防組合議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成24年12月26日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第1号 専決処分事項の承認について
- 日程第 7 第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第9号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算(第1号)

午前10時00分開会

出席議員（9名）

1番	廣澤文隆	議員	2番	野口博	議員
3番	中村喜一	議員	4番	高野昇	議員
5番	互金次郎	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	鈴木勉	議員	8番	川上力	議員
9番	山崎善弘	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	戸張胤茂
副管理者	会田重雄
監査委員	小島伊紀
消防長	相川勘造
会計管理者	岡田重久
次長	鈴木克巳
予防課長	島根力雄
警防課長	浅子廣
指令課長	高橋浩造
吉川消防署長	森田栄
松伏消防署長	飯島明

---

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記	石原洋輔

○山崎善弘議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

---

◇

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○山崎善弘議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成24年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○山崎善弘議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○山崎善弘議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○山崎善弘議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長から指名いたします。

6番 伊藤正勝 議員

7番 鈴木 勉 議員

以上2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○山崎善弘議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○山崎善弘議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成23年度出納整理期間中の4月、5月分及び平成24年度4月から7月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名については、お手元に写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に管理者より提出された議案の件名については、お手元に議案目録の写しを配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○山崎善弘議長 日程第4、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しい中、平成24年第3回吉川松伏消防組合議会定例会に際しまして、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、行政報告をさせていただきます。

初めに、来年4月1日に採用する消防職員につきまして、今年度末で定年退職する8名と退職勧奨による早期退職希望者の3名の合計11名の退職者が見込まれますことから、その欠員補充としまして、9月16日に1次試験、10月12日に2次試験を実施し、申し込み者76名のうちから11名を合格者として採用候補者名簿に登載したところでございます。

また、自主防災組織の育成並びに消防団との連携強化など、災害対応力強化のための専門員として、定年退職者のうち1名を常勤の再任用職員として来年度に任用することといたしました。

次に、専決処分した事項につきまして説明いたします。平成24年5月25日、越谷市立病院にて、救急救命士の当組合職員が気管挿管の病院実習中、医師の管理下で実施する医療行為で、喉頭鏡を口腔内に入れ、喉頭展開を実施したところ、上前歯2本を破折してしまったため、当該事案に対しまして損害賠償額を決定し、賠償する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び管理者専決処分事項の指定の規定に基づき専決処分とさせていただきます。

なお、当該専決処分書の写しを配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、大規模な災害時において、緊急消防援助隊など受援する各種消防車両や消防資機材を含め使用する燃料を確保し、消防活動に万全を期すため、11月29日に埼玉県石油業組合吉川支部と災害時における石油燃料の優先供給に関する協定を締結いたしました。

次に、吉川市消防団につきまして、平成24年度当初予算にて措置しておりました吉川市消防団第4分団機械器具置場新築工事につきましては、吉川市川藤225番地2、よこまちの杜の一部を機械器具置場新築用地として吉川市より提供があり、7月に工事を開始し、10月31日工事を完了し、11月25日引き渡し後、12月2日から新築された機械器具置場に移行し、運用を開始いたしました。

また、同様に吉川市消防団第7分団車両更新につきましては、当該更新車両が11月28日に納車され、車両及びポンプの説明会を12月9日に実施し、その後訓練期間を設け、12月16日より運用開始いたしました。

以上で行政報告を終わります。



### ◎一般質問

○山崎善弘議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、7番、鈴木勉議員の質問を許可いたします。

通告第1号、7番、鈴木勉議員。

○7番 鈴木 勉議員 おはようございます。7番議員の鈴木勉であります。私のほうからは2点にわたり質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目は、常備消防費の負担金割合の算定の見直しについてです。広域消防組合の構成自治体の負担金算定方法は、本来人口割合を基本に都市形態等を踏まえ、負担の公平性、公正性、妥当性等の観点で決定されるべきものであると考えております。現在県内には12の広域消防組合がありますけれども、その負担金の状況を見ますと、おおむね一部均等割プラス人口割という方式と、あと普通地方交付税の消防費の基準財政需要額の割合で算出しているところと、おおむねこの2つの方法が主流となっているところと、私のほうでも12カ所の消防組合の負担金の実際の金額と人口比との差の状況とか調べました。お手元の質問書の3枚目のほうに県内の一覧表を添付させていただき

ましたけれども、一言で言うならば、当組合においては、人口比との割合の格差というか、その割合が非常に高くなっていると。これは県内の12消防組合の中で極めて顕著にあらわれているということが言えるというふうに思います。

この特徴は、地方交付税そのものの持つ性格といいますか、算定方法に要因があるというふうに思われます。基本的に消防費の基準財政需要額も測定単位は基本的には人口なのです。平成23年度の数値でいくと、人口1人当たり1万1,200円という形になっておりますけれども、それ掛ける直近の国勢調査の数値を掛けていくと。その後に補正係数というのが、段階補正なり、密度補正なり、態容補正なりにかかってくると。そういったことで交付税のものと基準は人口10万人を基準にしておりますので、10万人に近づけば近づくほど、こういった補正係数で加算される部分が少なくなってくると、場合によったらマイナス状況もあり得るわけですが、基準の測定単位、先ほど言った1万1,200円掛ける人口にそこからプラス・マイナスという状況になってくるということで、そのような性格がありますので、当組合においては、人口比との割合での乖離の状況が見られているということでございます。そういった中で、現行の負担金割合につきましては、見直しを図っていくべきではないかということで、管理者の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

2点目は、消防職員の年次有給休暇の消化率の促進に向けた質問であります。これはことしの7月にもお聞きした中で、消防職員の平均取得日数が9日程度だったと思いますけれども、10日にも満たないという現状がありますので、当然雇用主として休暇の消化促進策を講じていくべきだと、そういう立場で、小項目では3点になりますけれども、以下質問させていただきたいと思います。

まず、現状の取得率について、10日に満たない現状について、その要因をどのように考えているのか。また、取得率向上のために何が必要と考えているのかをお尋ねします。

2点目は、休暇取得促進策は、現在どのようなことを行っているのか、お答え願いたいというふうに思います。

3点目として、今後の休暇取得率の向上に向けて、連続休暇の奨励や計画年休制度の導入、または休暇がとりやすい職場環境づくり等ということが必要と考えますけれども、具体的な政策をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの7番、鈴木勉議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、ただいまの鈴木議員の質問に対しましてご答弁を申し上げます。

吉川松伏消防組合は、昭和46年に設立され、組合規約により「人口割」による負担割合が定められました。その後、負担金の負担割合算出方法について、さまざまな議論があり、両市町の協議の結果、昭和53年度から現在の算出方法である「消防費の基準財政需要額」の割合での案分方法が採用されたと承知をしております。

基準財政需要額は、国が法律等によって国民に約束した行政水準を確保するために自治体ごとに積算したもので、地方公共団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準の行政を行う際に必要な経費でありますことから、客観性、合理性にかなうものと考えております。こうしたことから、構成市町の吉川市長といたしましては、現行制度を維持していくことが、組合運営に最適であると思っております。規約改正等につきましては、ご承知のように構成市町の協議を経まして、それぞれの議会での議決が必要となってくるところでございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

2点目の消防職員の年次有給休暇の消化率向上策についてのうち、1番目の平均取得日数が10日に満たない現状の要因でございますが、平成24年第2回7月議会におきましても、職員の年次有給休暇及び夏季休暇の状況のご質問に対しまして、ご答弁をさせていただいたところでございますが、まず1点目といたしまして、消防活動の経験年数の少ない職員については、より多くの災害現場に出勤し、経験を積みたいということから、有給休暇を請求する職員が少ない傾向がございます。また、平成21年度より36名の職員を採用し、近年においては、消防学校の入校配分などにより採用6カ月後または1年後に消防学校初任教育に入校するまでの期間を要しております。

このような点から、採用後1カ月間を日勤で新採用職員研修を実施しております。また、新採用職員研修修了後に各消防署へ配属いたしましても、一定の期間において災害活動に従事する各消防署の最低人員の中で実働員的な人員としてカウントしないため、この期間中は他の職員が年次有給休暇を取得しづらいことも要因となっております。

2点目といたしまして、職員の年齢構成によるもので、平成24年4月1日現在の職員の平均年齢が35.1歳で、40歳未満の職員が72.3%の割合でございますが、結婚、妻の出産などに伴う特別休暇を受ける職員が多く、このため他の職員が年次有給休暇を取得しづらいことも要因となっております。

続きまして、取得率向上のために何が必要かでございますが、取得しやすい職場の雰囲気づくりや上司からの年次有給休暇の取得への積極的な働きかけが必要であると考えております。また、今後は、特別救助隊の配備や消防部隊の増設などを見据えて、計画的に職員の増員を図ってまいりますことから、このことも取得向上につながるものと考えております。

次に、2番目の休暇取得促進策は、現在どのようなことを行っているかでございますが、交代制勤務者の週休日は、4週間に4日以上、8週間につき16日となるように所属長が定めており、当該週休日を割り振った勤務指定表を8週間ごとに作成しております。

先ほど申し上げました、各消防署の最低人員となる、各消防車両を運用する隊の隊長、機関員、隊員を割り振ります勤務日の警防態勢表がございまして、当該勤務指定表の8週間の期間中における

まず特別休暇者や研修受講者などを除き、災害活動に従事する最低人員以上の要員がいる場合は、各消防署の所属におきまして、年次有給休暇を取得するよう消防職員に促しております。

3番目の休暇がとりやすい職場環境づくり等具体的な方策につきましては、年次有給休暇の計画的付与制度や取得率の目標設定などの導入を検討してまいりたいと考えております。

なお、年次有給休暇の消化率向上の具体策には直接結びつくものではございませんが、各消防署の最低人員は確保しなければならないため、職員の請求する年次有給休暇の時期と合致しない場合は、当該請求する職員の週休日と代替する職員の週休日と振りかえるなどの方策も従前より取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、職員の疲労回復、健康維持・増進等を図るため、仕事の効率化・業務の平準化及び人的消防力の増強等を行い、さらに休暇がとりやすい職場環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

7番、鈴木勉議員。

○7番 鈴木 勉議員 それでは、再質問させていただきたいと思えます。

まず、負担金の問題ですけれども、両市町の協議のもとで、現在の方式になっていると、客観性、合理性があるのだという答弁でありましたけれども、私も現行方針が、そういう客観性、合理性が全くないとは思ってはいません。一つの方法としては、一定のそういうものを持ち合わせているというふうに思うのですけれども、県内でも12の自治体の中で、実際に基準財政需要額は7つの自治体なわけですけれども、その意味では、基準財政需要額割合が絶対的なものではないと。大方先ほど質問の中で言いましたけれども、人口割という方法もあるのだというところで、人口割と基準財政需要額割合、どちらがより客観性、妥当性があるのかというところで判断していくと、きょう私のほうで資料をお渡ししました、一番最後の、吉川松伏消防組合の常備消防の負担金の比率の推移で、平成14年度からの推移も出していますけれども、正直言って、人口の特徴点としては、松伏町は、ほぼ平成14年度からふえていないというか、最近はやや微減傾向にあるのですね。吉川市の場合には平成14年度と比べると1万人近くふえているわけです。そういう都市の形が違ってきていると。面積は松伏町より吉川市は2倍なのです、ぴったりではないですけれども、およそ2倍ぐらいで、ですから今までの感じ的には、1対2の割合的な感覚で、人口も合計も倍だから、そんな感じだったのですけれども、それがどんどん開いてきているというところがあるわけなので、その意味では見直しが必要ではないかという、そういう意味で質問したのですけれども、その上で再度聞きたいのですけれども、人口割で考えていくというのは、なぜだめなのでしょう。人口割も一つの方法だと思いますので、その点について、現在の都市形態なり、状況を踏まえた中で、人口割ではだめなのだという根拠をお示し願いたいというふうに思います。



2点目の休暇の問題ですけれども、消防職の特殊性というのも、これは交代制でもありますし、災害なり、火災なり、救急なりという分野がありますから、そこを欠員まで出てというわけにはいかないで、そういう事情は十分わかるのですけれども、でも、その中で、どうしても足りなければ人員の問題というところも考えていかななくてはならないだろうし、あともう一つは、余り好ましい制度ではないのですけれども、最初のスタートとしては、ある程度計画年休制度的なものを一部入れていくと、勤務表にも入れていくと、全部やるといけないので、例えば20日の中の3分の1とか、4分の1は年間で計画年休を入れていくと。実際に20日付与されて、実際に9日しかとっていないのだから、ほぼ10日流してしまっているわけですね、切り捨ててしまっているわけなので、そのスタートとしては、計画年休というのをちょっと組み込んでいく必要があるのではないかと。そうでないと、実際に人員の問題、先ほど業務の問題とかでいくと、かけ声だけで、本当はとっていかなくてはいけないのだけれども、なかなか現実が進まないという形で終わってしまうのではないかと思いますので、その点、ぜひ計画年休について導入を、もうちょっと突っ込んで検討していただければというふうに思うのですけれども、その点ご見解をお聞きしたいというふうに思います。

○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 ただいまの吉川松伏消防組合の、現在の負担割合が、なぜ人口割はだめなのかというような質問でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたように人口割が悪いということではございません。今まで人口割、あるいはまた基準財政需要額を使った、両方やった経緯がありまして、その辺につきましては議論した経緯もあるそうでございまして、その中で今現在基準財政需要額を基準とした負担割合をしていただいているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように今現在であれば、やはり現在の制度で運営していくことが、組合としては最適であろうということで、私は考えています。

以上です。

○山崎善弘議長 鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長 鈴木議員の再質問、計画年休制度の導入についてのご質問にお答えいたします。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査結果がございまして、平成23年のものなのですが、その中で取得が上がらない一番の原因が、「病気や急な用事のために残しておく必要があるから」が64.6%、「休むと職場のほかの人に迷惑がかかるから」60.2%ということで、日本人の堅実的な気質があらわれているのかなと思っております。

計画年休につきましては、先ほど申し上げましたが、検討していきたいとは思っておりますが、その前に、今申し上げました根本的な要因が、通常は伺っているのですが、本音のところも調査をしたいと思っておりますので、アンケート調査などで、とりにくい原因がどこにあるのかを突きとめて、それを改善することが取得向上につながるものと考えております。計画年休制度については、今後

検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 次に、4番、高野昇議員の質問を許可いたします。

通告第2号、4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 4番、高野です。通告でお願いしました内容について質問をさせていただきます。

質問内容は、災害の未然防止対策へ消防組合の取り組みはという内容です。消防組合は、火災や事故、自然災害の発生の際に消火、救命、救助活動を行い、住民の命と財産を守るために日夜奮闘しておられます。また、各種の防災訓練や救急救命訓練にも力を入れ、住民の防災力の向上にも重要な役割を發揮しています。

ところで、災害対策基本法では、災害対応を予防対策、応急対策、復旧復興対策等に三分しています。私たちの地域でも、これまで消防組合に訓練指導をお願いし、防災訓練を行っていますけれども、訓練内容は、消火訓練、救急救命訓練など応急対策としての訓練が主な内容であります。これからの防災対策の展望として、被害の発生を未然に防ぐことを目的とする予防対策を基本とした地域防災の推進の必要性が強調されています。防災訓練で初期消火や応急手当てなどの技術を習得することはもちろん大切ですが、被害をなるべく発生させないための教育、啓発なども重要と考えます。

そこで、消防組合として取り組んでいる災害の未然防止対策の中で、予防対策を重点とした防災訓練、教育、啓発活動は、どのような内容で実施されているのか、お伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○山崎善弘議長 ただいまの4番、高野昇議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 ただいまの高野議員のご質問にお答えをいたします。

消防組合として取り組んでいる災害の未然防止対策の中で、予防対策を重点とした防災訓練、教育、啓発活動は、どのような内容で実施されているのかでございますが、防災訓練につきましては、自主防災訓練及び事業所における消防訓練等を実施し、火気の取り扱い指導、万が一、火災や震災等で災害が発生した場合に初期消火方法、避難方法を指導し、最小限の被害にとどめるよう指導しております。

教育につきましては、事業所及び自治会を対象に、火災予防を目的とした出前講座を実施し、火災を起こさない、火災発生時の行動等の教育をしております。また、平成24年度吉川市及び松伏町に居住する小学生を対象とした少年消防クラブを結成いたしまして、少年消防クラブ員に、防災に関する知識を身につけ、将来における災害を予防できる成果を期待するとともに、少年を介して各家庭や学校等における火災の減少を図り、将来の地域防災を担う人材づくりとして防災教育に取り

組んでおります。また、両市町と連携し、防災研修会も積極的に行っております。

次に、啓発活動でございますが、一般住宅においては、当消防組合管内において「放火」「放火の疑い」が出火原因の上位となっていることから、放火されない環境づくり、家庭内で使用されている火気使用器具の適正な取り扱いを重点に消防フェアや自主防災訓練等の機会を捉え、住民に対して啓発活動を実施しております。また、女性消防団員が行っております火災予防啓発活動や消防署・消防団による管内の防火広報、年間を通して実施しております夜間パトロールなどに取り組んでおります。防火対象物に対しての取り組みとしまして、消防計画の中で火気の日常点検、建物の日常点検が盛り込まれておりまして、その他、災害のために消防訓練も実施されている状況でございます。今後につきましても継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質問はありますか。

4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 ありがとうございます。今回こういう質問をさせてもらったのは、うちの地元で取り組んでいる防災訓練、それは消防署に協力をお願いして毎年やっているわけですが、そういう中で事前に、できるだけ被害を出さないような訓練は考えられないのかという意見も出ました。これは内閣府の防災担当のほうでも防災対策推進検討会議というところに資料を出して、この中で防災の基本理念にかかわる規定がないことに加えて、予防は防災に関する組織、訓練、物資等の備蓄等極めて狭い範囲で捉えられており、条文も4カ条しかないというふうに指摘もあるのです。

ただ、消防組合自体が、そういう予防を重点としてつくられた組織でなくて、災害や事故が発生したときに、どうやって救うか、被害を最小限に抑えるかということでつくられている組織ですから、そこに防災対策はどうかということで求めるのもあれかなと思うのです。被害を出さないためには住宅の耐震化であるとか、家具の転倒防止とか、そういうのが重要になってくるので、その辺は市や町の建築課が担当して援助もやっているところだと思いますが、消防署にお聞きしたいのは、具体的に地域でやる防災訓練の中で、消火器の使い方であるとか、救出、救命訓練とあわせて、その場で被害を出さないような取り組みとして、何かもっと啓発してもらえるような内容とか、家具の転倒防止のためには、こういうのがいいということで指導してもらえるような、そういう内容があったらいいなということで、今回質問させていただいたのですが、その辺は何か新たに今の訓練の中で取り入れられるような、災害を未然防止するような訓練というのは考えられないのかどうか、その辺を教えていただきたい。よろしくお願いします。

○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 ただいまの高野議員の再質問にお答えします。

先ほど以外につきまして、また地元で行う防災訓練等において、その場で対応できるような訓練等はできないかというようなことのご質問でございます。本来災害の未然防止対策というのは、災害対策基本法第42条の規定に基づいて地方防災計画の中で、消防組合の事務分担する予防計画に規定されている防災対策について、防災訓練につきまして災害を防止するために行っておるものがございます。

ただいまの再質問につきましては、通常業務の中の防災訓練以外につきましての啓発としまして、一部できるものもでございます。教育につきまして、学校等における防災教育、学級活動や学校行事を中心としまして、安全の教育の一環として行っております、学校が行う防災訓練等においても避難、発災時の危険回避、安全な行動の仕方、消防職員の派遣依頼も多く、その都度消防職員からの防災訓練指導も行っております。また、地震体験車等による地震模擬体験も実施しておりまして、実際の体験もしていただいているところでございます。

事業所におきましては、防火管理者がおられますので、作成する消防計画を通しまして、各従業員等に災害時にとるべき行動等意識の改革を行っております。また、その計画は消防本部予防課のほうで精査等、また救急指導等、これらを実施しておるところでございます。自主防災会につきましては、市民が、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもとから、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るために自主的な防災活動を行う自主防災組織が必要となっております、現在組織が組まれている自治会が多いと認識しております。

この自主防災組織が実際活動しておられる訓練、これに対しましても消防職員を派遣し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めておるところでございます。また、自主防災会に対しましても防災リーダーの研修会等を行い、リーダーの育成や組織の更新などに対する支援を行うとともに、地域の実情に合わせて、また自治会等を中心に自主防災会の育成、組織の設置も支援しておるところでございます。啓発活動は、さらに消防職員派遣による自治会等訓練、事業所における訓練時においての火災予防としての啓発を実施しているところでございます。

また、救急に関しまして救急訓練指導、救命講習会も実施しておるところでございます。また、家庭で使用しておる火気使用設備の適正な取り扱いも重点的に消防フェアや自主防災訓練等の機会を捉えまして、住民に対して啓発活動、住宅用火災警報器の推進のための啓発活動を実施しております。平成24年12月現在、訓練の回数としまして、消防職員派遣による自主防災訓練等、吉川市で28件、松伏町においては4件、実施です。その他事業所における消防訓練としましては、吉川市におきまして119件、松伏町においては25件を実施しております。平成23年度、消防訓練指導につきましては救命講習会を40回実施し、今年度におきましても平成24年12月現在、救命講習会を41回、その他応急手当てを目的としました救急指導を56回実施しておるところでございます。

また、予防課におきます住宅用火災警報器の推進としまして、自治会等自主防災組織の訓練時に出向いたしまして31回、事業所における消防訓練時、消防職員による推進としまして100回、その

他火災予防運動期間中におけます啓発活動や市町民まつりにおいての啓発活動も行っております。  
また、今年度設立の少年消防クラブにつきましては、現在月1回のペースで活動しております。今後につきましても継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○山崎善弘議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第6、報告第1号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、報告第1号の専決処分事項の承認についてをご説明申し上げます。

専決処分した事項につきましては、埼玉縣市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。本件は、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する白岡町の市制施行と蓮田市白岡町衛生組合の名称変更により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するものでございまして、関係書類の提出期限により、緊急に処理する必要があったため、専決処分をしたものでございます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○山崎善弘議長 報告第1号につきましては、12月18日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認については、承認することに決しました。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第7、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明をいたします。

歳入につきましては、予算現額17億417万7,000円に対しまして、収入済額17億35万8,447円でございます。

歳出につきましては、予算現額17億417万7,000円に対しまして、支出済額16億6,568万6,691円でございます。したがって、歳入歳出差し引き残額は3,467万1,756円となりまして、全額を平成24年度への繰越金とさせていただくものでございます。

主な事業につきまして申し上げますと、1点目は車両整備事業の支出済額は2億2,961万9,019円で、より高度な消防救急活動を行うため、はしご付消防自動車、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材などを更新し、万全な消防救急体制を図るとともに、多種多様化する災害に対応するための災害支援車を新たに配備したものでございます。

2点目は、通信指令管理事業の支出済額は3,868万227円で、緊急通信指令システムにおける各消防車両への災害点、指令内容及び動態位置を管理するネットワーク回線の運用終了に伴い、新たな専用回線を構築するなど、円滑な出動体制を確立するとともに、消防救急デジタル無線に移行するために吉川松伏管内におけるデジタル無線電波の伝搬状況を調査したものでございます。

3点目は、車両資機材管理事業の支出済額は2,254万3,364円で、吉川消防署、南分署、松伏消防署に配備している各消防車両や各種災害に対応する資機材を適正に維持管理するとともに、水難災害等に対応するための救助用ボートを更新し、都市型洪水や大規模水害に備え、小型のゴムボート2艇を新たに整備したものでございます。

以上が平成23年度一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出しております主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいただき、認定をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から補足説明をいたさせます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 次に、岡田重久会計管理者。

○岡田重久会計管理者 それでは、平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につき

まして補足説明をさせていただきます。

別冊の決算書をごらんいただきたいと存じます。まず、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思えます。歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも14億5,211万1,000円でございます。消防組法規約第14条に基づきまして、構成市町から常備分及び非常備分としてご負担いただいた組合負担金でございます。前年度対比では0.6%、905万2,000円の減で、収入済額全体の85.4%の構成比でございます。負担金額は、右側でございます備考欄のとおりでございます。

なお、構成市町における常備消防費の負担割合を申し上げますと、吉川市が62.77%、松伏町が37.23%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、予算現額39万9,000円に対しまして、収入済額は129万50円で、当初の見込みより危険物及び火薬類等に係る申請が多くあったことから、予算現額に対しまして89万1,050円増の収入済額となっております。

次に、3款国庫支出金は、収入済額1,110万4,000円で、緊急消防援助隊に登録しております災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、4款財産収入は、収入済額2万7,244円で、消防施設整備基金積立金の預金利子でございます。

次に、5款繰入金でございますが、収入済額1,512万2,000円で、先ほどご説明いたしました災害対応特殊救急自動車等の更新に国庫補助金及び組合債以外の財源といたしまして、当該基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。また、はしご付消防自動車の更新も同様に組合債以外の財源といたしまして、当該基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、6款繰越金は、収入済額2,267万3,992円、7款諸収入は収入済額573万161円で、退職消防団員に支払いいたします退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金や団体保険事務費などでございます。

恐れ入りますけれども、11ページ、12ページをお開きいただきたいと存じます。8款組合債は、収入済額1億9,230万円で、はしご付消防自動車更新整備に1億7,510万円、災害対応特殊救急自動車等購入事業に1,720万円を借り入れし、財源として充当したものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額17億417万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額とも収入率99.8%の17億35万8,447円でございます。収入済額の対前年度との比較は12.2%、1億8,458万6,755円の増で、組合債の皆増が主な要因となっております。

続きまして、歳出でございます。13ページ、14ページをお開きいただきたいと存じます。まず、1款議会費は、議会運営事業に要した費用でございます。支出済額は147万3,071円でございます。

た。

次に、2款総務費は、当組合を管理する管理者等、また公平委員会、監査委員の管理運営事業に要した費用で、支出済額49万1,440円でございます。

次に、3款消防費は、歳出における構成比94.9%で、支出済額は15億7,982万3,363円でございます。

目別に申し上げますと、1目常備消防費は支出済額12億4,529万5,006円で、右側でございます備考欄のとおり、人件費となります消防職員給料、手当及び共済費を含みます消防職員給与費が11億4,055万2,124円で、歳出総額全体の68.5%の構成比となっております。

15ページ、16ページをお開きいただきたいと存じます。備考欄中段の研修事業でございますが、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、埼玉県消防学校、救急救命士養成負担金などに739万4,253円を支出いたしました。

次に、17ページ、18ページをお開きいただきたいと思います。備考欄上段の被服管理事業は、消防、救急及び救助隊などの活動服及び新採用職員の防火衣などを含んだ被服管理に1,052万1,799円を支出いたしました。

次に、21ページ、22ページをお開きいただきたいと存じます。備考欄中段の応急手当普及啓発事業は、普通救命講習修了証やAEDの使用法を指導するためのAEDトレーナー用の消耗品などに55万4,307円を支出いたしました。

備考欄下段の救急医療連携事業は、救急救命センター等の医療機関から救急隊の行う救命行為の指示指導料や救急救命士の処置拡大に伴う各種教育研修費、病院実習などに239万190円を支出いたしました。

以上が常備消防費の主な支出内容となっております。

次に、23ページ、24ページをお開きいただきたいと存じます。2目消防施設費でございますが、支出済額2億6,786万6,309円で、庁舎維持管理事業に伴います光熱水費、各種設備保守委託及び修繕などに3,824万7,290円を支出いたしました。

25ページ、26ページをお開きいただきたいと存じます。備考欄上段の車両整備事業は、先ほど管理者より主な事業でご説明いたしましたとおり、各種消防車両などの更新配備に2億2,961万9,019円を支出いたしました。

以上が消防施設費の主な支出内容となっております。

次に、3目非常備消防費でございますが、支出済額が6,471万1,839円で、平成24年3月31日現在であります。吉川市消防団員300名、松伏町消防団員116名分の団員報酬や両市町消防団運営に係る費用弁償、補助金などを支出いたしました。

次に、29ページ、30ページをお開きいただきたいと存じます。4目非常備消防施設費でございますが、支出済額が195万209円で、両市町消防団器具置場の修繕料、敷地借上料などを支出いたしま



した。

以上が非常備消防費等の主な支出内容となっております。

次に、4款公債費は、歳出における構成比の5.0%で、支出済額8,387万1,573円でございます。平成23年度におきましては、歳入にてご説明いたしましたが、1億9,230万円を借り入れし、借り入れ総額は13億4,670万円となっております。

次に、5款諸支出金でございますが、支出済額は2万7,244円で、消防施設整備基金積立金の預金利子を全額積み立てたものでございます。先ほど歳入の繰入金でご説明いたしましたとおり、消防車両の更新に1,512万2,000円を取り崩し、基金預金利子2万7,244円を積み立てし、平成23年度末におけます基金積立金残高は1,235万9,514円となっております。

最後に、6款予備費でございますが、当初予算額200万円のうち、災害現場へ出動した救助工作車が路面凍結により横滑りを起こし、当該災害現場の事故車両に接触し、損傷に要する損害賠償額や職員採用に係る教養試験委託数が当初見込んでいた申し込み数を大幅に上回ったため、委託費用などに62万1,000円を充当したものでございます。

以上、歳出合計、予算現額17億417万7,000円に対しまして、支出済額16億6,568万6,691円で、執行率は97.7%でございました。支出済額の前年度との比較でございますが、11.6%、1億7,258万8,991円の増で、はしご付消防自動車更新費用が主な要因となっております。

以上で平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○山崎善弘議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀代表監査委員 監査委員を代表いたしまして、平成23年度決算審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

平成24年8月23日に互監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して調製されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

平成23年度決算の概要を申し上げますと、歳入は前年度と比べて1億8,458万6,755円、12.2%増の17億35万8,447円で、予算現額に対する収入率は99.8%でございました。このうちの85.4%が吉川市と松伏町からの負担金でございました。

歳出は、前年度と比べ1億7,258万8,991円、11.6%増の16億6,568万6,691円で、予算現額に対する執行率は97.7%でございました。このうちの68.5%の11億4,055万2,124円が人件費となる消防職員給与費に係る支出でございました。

以上、平成23年度決算の概要を申し上げますが、別に配付させていただいております決算審査

意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきますと、平成23年度決算におきましては、行政改革を断行している構成市町の状況に即し、予算の編成並びに執行において重点化・効率化が見受けられ、消防に対する住民ニーズに的確に対応しているものと推察されるものでございました。

結びに、構成市町におきましては、予算編成が市民の立場に立ち、真に必要な事業を選択し、編成を行う、また着実な自己査定を行いながら編成を行うなどの方針により進められております。東日本大震災の発生後、住民の防災に対する関心が高まっておりますことから、当消防組合においては、住民の生命、身体及び財産を守るための事業に重点を置くとともに、事務処理など内部的な経費は、効率性を重視し、知恵と工夫により圧縮する方策をとるなどの編成を進めていただきますようお願いいたします。今後におきましても、全ての市町民が安心して快適に暮らせるまちづくりを推進されるよう中長期的な視点に立った健全な行財政運営を期待いたしまして、平成23年度決算審査における報告とさせていただきます。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、川上力議員の質疑を許可いたします。

○8番 川上 力議員 8番議員の川上力です。議長の許可をいただきましたので、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

主要施策成果及び事業実績説明書18ページに火災予防事務事業57万4,963円の内容が載っております。防火対象物、消防用設備、危険物施設等の検査、指導を行い、適正な管理が行われているか査察を実施し、火災予防を図る。また、火災原因調査の実施や住宅用火災警報器の設置啓蒙活動を行い、火災予防啓発を行ったとあります。

そこで、お聞きをいたします。1点目、防火対象物の検査などを通して、管内には消防車両などが進入できない狭隘道路があるということは当然わかっていると思いますけれども、何力所ぐらいあるのでしょうか。また、それらの場所は具体的に地図などに明記をされ、どなたでもわかるようになっているのでしょうか。

2点目、狭隘道路の改修そのものは容易ではございませんが、消防活動に困難が伴うという場所が事前にわかっているのであれば、建物の所有者などに対して重点的な検査や助言、指導を行ってきたのでしょうか。

続きまして、主要施策成果及び事業実績説明書23ページの救急活動事業442万6,329円の内容についてお聞きをいたします。平成21年度から平成23年度にかけて、出動件数が約20%増しになっております。

そこで、お聞きをいたします。1点目、救急出動回数が年々増加しておりますが、この点についてはどのように分析をしておるのでしょうか。

2点目、救急出動の結果、救急搬送の必要が認められないようなケースがあったのか。また、そのために本当に必要な出動に支障が生じたことはなかったのか。

3点目、119番通報の数と出動回数との間に差があるのか。また、あるとすれば、どのような理由によるものなのか。

以上について答弁を求めます。

○山崎善弘議長 8番、川上力議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 ただいまの川上議員のご質問にお答えをいたします。

主要施策成果及び事業実績説明書18ページの火災予防事務事業について、まず火災予防事務事業についてご説明をいたします。火災予防事務事業の主な事業といたしまして、火災予防啓発消耗器材費としまして9万6,390円、火災原因調査に係る消耗器材費としまして7万5,214円、火災原因調査に係る備品購入としまして10万3,070円となっております。

まず、ご質問の1点目の管内には消防車両などが進入できない狭隘道路があるが、何カ所あるのか。それらは具体的に地図などに明記されているのかでございますが、狭隘道路につきましては、一般に言われている生活道路の狭隘道路とは違い、消防署において地理水利調査を行う中で、建物が連たんしている地域で、火災が発生した場合、消火活動に支障が生じるおそれがあると思われる道路として、消防署長が策定をした道路で、水槽付消防ポンプ自動車の車幅を参考とし、袋小路以外の道路で道路幅員がおおむね2.5メートル未満のもので通り抜けできない道路を吉川市及び松伏町ともに現地調査を行った上で指定をし、白図に明記し、警防計画策定の資料としております。吉川市で32カ所、松伏町で13カ所指定してございます。明記した白図をもとに、通り抜けできない道路延長100メートル以上の道路を抽出、付近の水利状況等を考慮して消火活動に支障のないよう消防ポンプ車の部署位置、進入方法、活動方針等を考慮した警防計画の資料を策定しております。また、狭隘道路の多かった吉川市平沼西部地区も都市計画法に基づき地区指定されたことにより狭隘道路も改修が進んでおります。都市計画法に基づく用途指定地域内における建物などに対しては建築物の新築・改築時、建築基準法に基づく不燃化・耐震化が進むと思われま。

2点目、狭隘道路の改修は容易ではない。消防活動に困難が伴う場所が事前にわかっているのなら建物などに対して重点的な検査や助言や指導を行ってきたのかでございますが、建築確認時において建築物の安全確保のために行う建築計画の消防法上の問題点を確認し、消防用設備に問題がないことをもって建築に同意する仕組みである消防同意を行っております。防火対象物の使用が始まりますと、防火管理者の選任、消防訓練の実施、消防用設備の点検結果及び防火対象物の点検、報告などを通して、また既存の防火対象物、危険物施設の立入検査等の結果を踏まえ、助言や指導を行い、火災の予防に努力しております。市町民の方々には、自主防災訓練の積極的な参加を呼びかけるとともに、全国火災予防運動週間、構成市町の市町民まつり等の機会を捉え、住宅防火対策の啓発活動、公共施設や駅に住宅防火対策に関するリーフレットの設置等を実施しております。

以上です。

○山崎善弘議長 浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 川上議員のご質問にお答えをいたします。

救急活動の中の救急出動回数が年々増加しているが、どのように分析をしているかについて順次お答えを申し上げます。

出動件数の増加を分析いたしますと、年齢区分別では65歳以上の高齢者による搬送人員が全体の45.1%を占め、平成22年と比較いたしますと152名増加しており、高齢化社会に伴う救急要請件数の増加が主な要因と考えております。また、傷病程度別で比較いたしますと、3週間未満の入院を必要とする中等症患者数が、平成22年よりも122名増加し、入院を必要としない軽症患者数につきましても96名増加しております。全体の搬送人員3,189名のうち中等症の占める割合が36.6%で、軽症が53.9%を占めております。救急出動件数の増加とともに入院に至らない軽症での搬送人員が全体の半数以上を占めておるところでございます。市町民に対し、救急車の適正利用について広報するとともに、救急講習会等の機会を通じて、広く市町民の皆様さらなる理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、救急出動の結果、救急搬送の必要を認められないようなケースはあったのか。そのために本当に必要な出動件数に支障が生じたことはないのかについてでございますが、平成23年中の管内における救急出動件数は3,611件ございまして、そのうち医療機関へ搬送した人員は3,189名でございました。救急車が現場へ到着し、医療機関へ搬送しなかった事案は465件でございました。また、平成24年11月30日現在では、不搬送となった事案は366件でございました。不搬送となった主な理由についてでございますが、現場において応急処置にて対応が可能であった事案が242件で最も多く、続いて死亡事案が58件、傷病者がいなかった事案が43件でございました。そのために本当に必要な出動に支障が生じたことはなかったのかについてでございますが、不搬送となりました救急事案の最中に救急要請が重なった場合は、直近の消防署から救急車が出動することができなくなるため、現場へ到着するまでの時間が長くなり、支障が生じることとなりますが、AEDを含めた応急処置資機材を積載した直近の消防車両を現場に出動させることで、初動態勢のおくれが生じないよう対応しているところでございます。

次に、119番通報の数と出動件数の差はあるのか。あるとすればどのような理由なのかでございますが、平成23年度主要施策成果及び事業実績説明書の22ページをごらんいただきたいと思います。平成23年中の119番受け付け状況でございますが、火災、救急、救助、その他災害、いたずら、間違い、その他の区分がございまして、合計で6,297件の119番による受け付けがございました。当消防組合では、119番通報受け付け時に救急もしくは火災かの要請内容を聞き取り、救急要請であれば、必ず救急車を出動させ、傷病者と接触し、医療機関へ搬送すべきかを判断しております。119番通報の数と出動回数との差につきましては、資料に記載されておりますとおり、いたずら、間違い、

病院の問い合わせや消防訓練等における119番通報によるものとなっております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 それでは、1点だけ、火災予防事業の中で、先ほど消防同意等の中で、事前にしっかりと指導しているということだったのですけれども、例えば一般の住宅でも火災警報器をつけることになっていきますけれども、狭隘道路の場所の一般住宅の方には、特にそういったことを指導といいますか、アドバイスを消防のほうからすることで、早期発見といいますか、火災になったときの被害拡大を防ぐこともできると思うので、そのような活動はされてきたのでしょうか、されてきたのかこないのか。きてないとすれば、今後する予定があるのかないのか、そこだけお願いいたします。

○山崎善弘議長 島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 ただいまの川上議員の再質問にお答えをいたします。

消防同意等で各住宅、また対象物等においての同意を行っているという部分につきまして、一般の住宅につきましては、消防同意は現在行われておりません。消防同意が行われるのは、防火地域、また準防火地域内における一般住宅、これにつきましては消防同意を行っておりますが、その他の一般住宅につきましては、消防通知ということをお願いしております。また、狭隘道路の先の一般住宅につきましては被害の低減のための指導等につきましては、自治会等が行う自主防災組織等においての訓練の中で、火気使用設備の使用法、また火災が発生した場合の通報、また避難方法につきまして、啓発の中で実施しているところでございます。これらにつきましては、予防課ではなく消防署のほうでお願いしているところでございます。また、必要があれば予防課のほうにおきましても啓発、指導はしてまいるところでございます。現在ホームページ上におきましては啓発を行っているところでございます。

以上です。

○山崎善弘議長 相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 ただいまの重点的な啓発活動でございますが、従来は防災訓練と自主防災訓練等の中でやってございまして、重点的な指導というのはされておりました。今後地元消防団とも連携をしながら、特にひとり住まいの高齢者、こういったところの住宅、こういうところを重点的に指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○山崎善弘議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

○6番 伊藤正勝議員 6番、伊藤でございます。平成23年度の決算は、3月11日の大災害を受けた直後1年間の決算でございます。ただいま総括的な説明と監査委員の意見も拝聴いたしました。基

本的に了承するものではありませんが、市民の立場で幾つか説明をいただければということでありませう。3.11を受けて、地域の防災力の強化ということが全国的なテーマでございます。消防活動、地域防災力の向上、消防車両の高度化など機器の更新、あるいは全国的な消防応援体制の整備、またアナログ通信方式からデジタル通信方式に、これは大きく電波事情が変わってきています。これは消防にどういふふうに具体的な成果をもたらすのか、費用を含めて注目をしなければならぬ、そういうことだろうと思ひます。それらを含めて幾つかの質問を事前に提出いたしました。事前に消防本部のご了解も得て、主要施策成果及び事業実績説明書と一緒に配付をされておりますので、このページに基づいて質問をさせていただきます。

まず、成果表の5ページでございますけれども、ここでFOMA専用システムネットワークの新たな構成という言葉が出てまいります。通信指令体制に支障を来さないような円滑な出動体制を確立したということでございますけれども、専門的な用語ですので、FOMA専用システムネットワークというのはどういふものなのか、どんな構成になったのか、その内容と効果を具体的に説明を伺っておきたいということでありませう。

次に、先端屈折式はしご車というような車両が導入をされました。活動範囲がどういふふうに広がるのか。また、今後さらに整備が予定されているのかどうか。中型輸送車の増強、あるいはボートの整備ということも紹介をされておりますけれども、この具体的な内容、考え方、そして今後についても伺っておきたいということでありませう。

高性能感染防護服、あるいは医療用マスクの整備も図られました。これは原子力発電所の災害等も考えられてのことだと思ひますけれども、どういふ内容なのか、どういふふうに具体的に整備されたのか、今後の課題を含めて伺っておきます。

また、メールの配信、パソコンの活用、状況と変化ということで、どんなふうに関消防の取り組みが、パソコンの導入によって変わってきているのか、具体的にご説明をいただきたい。

成果表の6ページ目でございます。地域防災力の強化と消防団の充実というところに地域活動表彰を行ったということでございます。この内容、またこれは特別のことなのか、年度ごとに表彰を、消防活動の一層の充実のために毎年度恒例として行っていることなのかどうか、そういうことを含めて伺っておきます。

あわせて、これは監査意見書の最後のページとも関連するのですけれども、消防団の小型消防ポンプ搭載車の更新計画を樹立するなどという表現がありますけれども、小型消防ポンプ車の更新についての内容を伺っておきます。

14ページ、人事管理事業でございます。先ほど吉川市長の管理者のほうから今年度について説明がございました。平成23年度の実績について9月1日付、4月1日付、採用試験の実績が表記されておりますけれども、採用試験は、最近の傾向としてどういふことなのか、採用試験の内容、採用の基準、特に希望者がふえている現状の中で、どういふ基準できちんと明朗な採用を行うのか、大

変な作業だと思えます。どんなふうな基準のもとに採用されているのか。それから、退職者の動向、新採用だけなのか、つまり中途採用、あるいは年齢制限等を含めて実情について、この機会に伺っておきます。

また、人事管理事業に関連して被服管理事業、「持点」という表現がありますけれども、持点の説明、被服管理事業の課題があればご紹介をいただきたい。

18ページ、火災予防事業でございます。建築確認同意件数、消防設備の着工設置の届け出件数、消防団による住宅用火災警報器設置件数、予防に関する数字が示されておりますけれども、若干言葉の補足をしていただいて、一般の人がわかるように、どういうことをしているのか、これはどういうことを意味するのか、万全なのか、査察の内容、方法、課題などについて伺っておきたいということであります。

成果表の21ページは、救急医療連携事業に関連してでございます。救急業務の高度化、病院に行く前の救護体制の確立ということに、さらに取り組んだということでございますけれども、その内容、準備や効果、事後検証や特定行為の指示、指導、研修、その内容、効果、職員の対応力に問題はないか。先ほど専決処分の中でも研修中に患者の上の前歯を折って31万円を弁償する、償うというふうな事案の説明も伺いました。全くあってはならない、医者の指示のもとに指導を受けて、研修の期間にそんなことが起こり得るのかなと。もうちょっとそこら辺も、どうしてそういうことが起こったのかというようなことも加味した上で、救急医療連携事業の内容について伺っておきたいということであります。

23ページ、先ほどの説明で答弁があったようでありますけれども、おおむね理解いたしましたけれども、若干課題点も含めて質問をしておきます。出動件数について、増加の内容と特徴、高齢化軽症化ということがわかりました。消防の対応力というものは大丈夫なのか、そのための充実策と、一方での限界点というものをどんなふうに見て考えているのか。また、救急と連携している病院側、受け入れの病院、夜間休日などの搬送に問題はないのか、搬送先ですね。そして、消防と警察は密接な連携関係にあると思えますけれども、救急活動に関連して警察との連携や連絡というのはどうなっているのか。そして、救急隊と救助隊ということは、それぞれ対応が違うのだろうと思えますけれども、この運用はどうなっているのかということでもあります。どう違うのか。また、あわせて消防団員の権限と能力発揮の場が、この救急救命活動に関連して、何か法的なことを含めてどういうふうになっているのか。団員が能力を発揮する場面はどの程度あるのか、どんなときなのか、そのこともあわせて伺っておきます。よろしく申し上げます。

○山崎善弘議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

高橋浩造指令課長。

○高橋浩造指令課長 指令課の高橋でございます。それでは、第8号議案、決算の認定の伊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、FOMA専用システムネットワークの新たな構成、内容と効果について説明いたします。初めに、平成15年度に整備しました消防緊急通信システム車両動態位置管理装置でございますが、NTTドコモのDopa回線を使用してきましたが、平成24年3月31日で運用が終了し、FOMA回線に完全移行することに伴い、車両動態位置管理装置のFOMA専用線の専用ルーターを新設し、FOMAシステムネットワークを構成させたシステムに改修工事をしたものでございます。効果につきましては、アナログ方式からデジタル方式に移行したことにより、支援情報等の送受信速度が向上しました。また、既存の消防緊急通信システム車両動態位置管理装置を改修したため、費用の低減化につながりました。

他のご質問につきましては、それぞれの担当課長からご説明いたさせます。

以上です。

○山崎善弘議長 浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

事業実績説明書の5ページ、②でございますが、先端屈折式はしご車の内容についてでございますが、従来のはしご車は、はしごが直線的にしか伸びませんでした。このはしごは先端から2.5メートル部分から折れ曲がることができ、伸縮水路管が装備されているところが特徴でございます。活動範囲につきましては、電線やフェンスがあり、接近できないような場所への救助活動が、はしごの先端が曲がることにより容易になりました。今後につきましては、中高層火災を初め、はしご車が出動して消防活動が効果的であるところにつきましては、積極的に活用し、倉庫火災や工場火災など幅広くはしご車を運用してまいりたいと考えております。

次に、吉川支援1の状況につきましてでございますが、救助ボートや水難救助資機材を一括積載する車両でございます。次に、ボート整備の内容でございますが、吉川支援1への水難救助ゴムボートの積載はもちろん、台風や豪雨等で市街地に洪水が発生した場合の対応といたしまして、手こぎボートを吉川署と松伏署に1艇ずつ、計3艇のボートを配備いたしました。今後につきましても、あらゆる災害に対応できるよう消防力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、③、高性能感染防止服、医療用マスクの整備とはどう変わったのか。今後の課題はについてでございますが、新型ウイルス対策につきましては、職員の感染防止対策に万全を期するため、平成22年度から計画的に高性能感染防止衣及び医療用マスク等の整備をしているところでございます。今後の課題といたしましては、現行の高性能感染防止衣では対応できない新たなウイルスが発生した場合など、いかに対応するかが課題と考えております。

次に、同説明書6ページの成果の内容についての①、消防団等地域活動表彰の内容でございますが、平常時の活動において地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団及び消防団員確保について、特に力を入れている消防団に与えられる表彰でございます。平成23年度の受賞団体は、全国で21団体、埼玉県では吉川市消防団及び松



伏町消防団の2団体が受賞いたしました。これまでの実績ですが、両団体とも受賞実績はなく、初めての受賞でございます。

次に、②、小型消防ポンプ更新でございますが、第7分団のポンプは平成6年に配備したもので、18年が経過し、ポンプの故障が著しく、維持管理するのが困難なため、更新いたしましたものでございます。今回のポンプの内容は、エンジン始動に関しては機関員の熟練度も必要なく操作ができるという利点と、排出ガス量が大幅に低減し、騒音も大幅に低く、燃費がよく、ランニングコスト面においても節減が期待できる機種でございます。成果につきましては、今年度更新した第7分団車両に積載し、今年12月16日より第7分団に配備したばかりでございますので、運用成果はございませんが、今後検証してまいりたいと考えております。今後につきましては、消防力の向上等さらなる消防団活動の機動性を期待したいと考えております。

次に、同説明書の21ページ、救急医療連携事業の救急業務の高度化、病院前救護体制確立について説明を。①、救急業務の高度化、病院前救護体制確立についての内容、準備や効果についての説明でございますが、まず救急業務の高度化についてご説明をいたします。救急救命士の処置範囲の拡大により、一定の講習、研修を実施することで気管挿管及び薬剤投与が実施できることであり、当消防組合では気管挿管認定救命士11名、薬剤投与認定救命士15名が救急現場で活動しているところでございます。

次に、病院前救護体制についてご説明いたします。救急現場から医療機関へ搬送するまでの間において、救急救命士等に医療行為の実施が委ねられ、医師からの指示によりそれを行うことができる体制のことであり、より高度の救命処置を実施することにより、救命率の向上、社会復帰率の向上が期待されているところでございます。

次に、②、事後検証や特定行為の指示、指導、今後の取り組みについてでございますが、初めに事後検証とは、救急隊員の医学的な知識・技術をさらに向上させ、地域プレホスピタル・ケアのさらなる向上を図るために救急活動の検証を実施し、その結果を医師から指導を受けることです。当消防組合では、医師から直接の指導が受けられる体制を確保しているところでございます。

次に、特定行為の指示・指導についてでございますが、特定行為とは、救急救命士が行う救急処置のことであります。現在獨協医科大学越谷病院救命救急センターを初め、近隣7病院との指示・指導体制の締結を交わし、多くの病院から指示・指導の要請ができることから、救急活動がスムーズに行え、救命率向上に期待できるところでございます。当消防組合では、昨年度41件の指示・指導の要請を実施したところでございます。

次に、今後の課題といたしまして、糖尿病で低血糖発作を起こした人への点滴、大量出血や脱水などでショック状態になった人への点滴、ぜんそく発作での呼吸困難になった人への薬の吸入については、現在国が事業を進めているところでございますので、準備が整い次第、整備してまいりたいと考えております。

次に、同説明書23ページ、救急活動事業の①、出動件数の増加の内容と特徴についてでございますが、先ほど川上議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

次に、②、消防の対応力の充実策と限界点についてでございますが、現在当消防組合では予備車を含め4台の救急車を運用しておりますが、要請が重複しますと、対応できない場合があります、近隣消防本部に応援を依頼せざるを得ない状況でございます。

次に、受け入れ病院、夜間・休日など問題はないかでございますが、埼玉県内の医療機関及び千葉県内の近隣医療機関につきましては、当直医師及び診療科目について事前に情報提供していただき、各救急隊へ周知、各医療機関と連携を図っているところでございます。しかしながら、救急件数の増加に伴い、医療機関において救急要請が重複する場合や、専門科医師が不在の場合などで受け入れを拒否されるケースも多くあるため、現場に滞在する時間が長くなることが課題と考えております。

次に、警察との連携や連絡はについてでございますが、交通事故や加害事故、労働災害及び死亡事案が発生した場合につきましては、速やかに警察へ連絡し、情報の共有並びに連携した活動を実施し、安全迅速な救急活動ができる協力体制を構築しております。

次に、救急隊と救助隊は一体運用か、どう違うのかについてでございますが、救助隊につきましては、主に脱出不能を伴う交通事故や大型機械による、挟まれる事故などが発生した場合に出動する隊で、救助事案が発生した場合は、救急隊とともに現場活動を行い、医療機関へスムーズに搬送できるよう連携を密にした活動を実施しております。

次に、⑥、消防団員の権限と能力発揮の場面はどんなときかについてでございますが、通常の救急活動におきましては、消防団員の権限はございませんが、地震等による災害時においては、応急手当て普及員及び指導員の知識を発揮した救急活動ができると考えております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 鈴木克己次長。

○鈴木克己次長 私からは説明書5ページのメール配信の効果と、14ページの人事管理事業の1番、2番につきましてご説明をさせていただきます。

まず、メール配信の効果でございますが、従前におきましては、所属ごとの連絡系統を定め、職員の携帯電話を記載した緊急連絡網を作成し、対応していましたが、各系統内に不在者がいる場合は、各系統末端者が各連絡者の不在者申し送りを発信者となる所属長に返し、当該不在者は所属長などが再度連絡していたところでございますが、電話による緊急連絡の補完措置としてメール登録をしている職員に対して緊急連絡の内容を送付することにより連絡不在者の再度の連絡が不要となりました。また、各職員が招集の可否、参集場所及び到着予定時刻などを返信する体制をとっており、おおむねの参集状況を把握することが可能となりました。

次に、パソコンの活用状況と変化でございますが、本年度におきましても追加整備をいたしまし

て、消防本部職員及び交代制勤務職員につきましても、おおむね1人1台のパソコン整備が完了し、事務の効率化及び情報の共有化を進める上で十分な環境整備が整いました。具体的な内容といたしまして、小規模なサーバーを設置してデータの一元化を図り、庁内ネットワークにより職員が必要とされる情報を共有して情報伝達の統一と迅速化が図られるようになりました。今後につきましても、さらなる有効策を検討し、より効果的な運用を図ってまいります。

次に、人事管理事業のうち、採用試験の内容についてでございますが、第1次試験におきましては、マークシート式の教養試験と、試験時に課題を提示し、その課題について作文を書く作文試験を行っております。第2次試験におきましては、第1次試験合格者に対して消防職員として求められる体力をはかる体力試験と、筆記試験では得られない受験者の人間性を確認する口述試験として個人面接と集団討論を行っております。

採用基準についてでございますが、地方公務員法による任用に基づき第1次及び第2次試験とともに、結果を点数化し、当該受験成績に基づき、各年度の募集人員数を上位の者から採用候補者と決定しております。

中途採用についてでございますが、自己都合退職などの予測できない人員の減少や年度当初の多数採用による消防力の低下を防ぐため、平成22年度におきましては平成22年9月1日付で5名、平成23年度におきましては平成23年9月1日付で4名の職員を採用いたしました。

退職動向についてでございますが、平成23年度末におきましては退職者が6名で、内訳は定年退職者4名、勸奨退職者1名、自己都合退職者1名となっております。平成24年度末におきましては、退職予定者が11名で、内訳は定年退職者8名、勸奨退職者3名となっております。

なお、今後の定年退職予定者につきましては、平成25年度末が3名、平成26年度末が1名、平成27年度末はゼロ名でございます。

次に、被服管理事業の持点についてでございますが、職員被服等の貸与に関する規則により、毎年度、職員が各種活動服などの被服品の貸与希望を申告する際に、性別、勤務形態、所属する係などにより各職員の持点を定めております。貸与品目についても、価格から算出した点数を定め、各職員が持点の範囲内で希望する被服品を申告する制度となっております。

課題についてでございますが、先ほど申し上げました所属する係などにより、各職員の持点区分において、在籍期間が4年以上の職員や55歳以上の職員に対しては減点措置をしておりますが、それぞれの実情に沿った形にするため、持点区分をさらに細かく分ける方法や担当課所において職員の全ての貸与品を管理し、耐用年数を超えた被服品目のみを貸与する方法などについて検討し、さらなる効率的な貸与制度にする必要があると考えております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 引き続き、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

18ページ、火災予防事務事業、建築確認同意件数、消防用設備届け出件数、査察状況についての内容、方法、課題などの説明のうち1点目の建築確認同意でございますが、平成23年度建築確認同意件数につきましては149件で、前年度と比較しますと44件、41.9%の増となっております。主に共同住宅や専用住宅の建築確認同意となっております。また、平成24年4月から平成24年11月末現在で、建築基準法の規定による消防通知書で、防火地域及び準防火地域以外の一般住宅の建築確認につきましては、吉川市が330件、松伏町が95件の届け出となっております。

次に、2点目の消防用設備でございますが、平成23年度消防用設備の着工設置の届け出状況につきましては260件で、前年度と比較しますと48件、31.6%の増となっております。主に消火器、誘導灯・誘導標識、自動火災報知設備の届け出となっております。また、消防団による住宅用火災警報の設置につきましては19件となっており、これは管内における65歳以上の方を対象とした両市町担当課への申し込みを火災予防週間中において受け、それを担当する各消防団にお願いして設置しているものでございます。これは取りつけができない方、また疾病等がありましてできない方、品物につきましては各個人負担となっております。

次に、3点目の査察状況について、内容、方法、課題などの説明をでございますが、平成23年度の査察状況につきましては、防火対象物が48件で、主に複合用途防火対象物施設の査察対象となっております。主な違反は、消防用設備設置維持管理違反や消防訓練未実施となっております。危険物施設等については37件で、主に移動タンク貯蔵所、少量危険物貯蔵取扱所の査察調査となっております。方法につきましては、消防用設備等点検結果等を踏まえ、消防法令違反を確認した場合には、消防法令違反施設等の所有者等に連絡をとり、査察調査を実施しております。また、課題につきましては、近年全国的に見て、複合用途防火対象物やグループホーム、またカラオケボックス店等において多数の死傷者が発生する火災が相次いでおります。当管内におきましても複合用途対象物で火災が発生した場合には多数の死傷者が発生するおそれがありますので、消防法令違反がなくなるよう指導を実施しているところでございます。違反事項が発生した場合には、違反の大小にかかわらず、時機を逸することなく、違反是正を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 答弁を聞きながら、消防の職員の皆さんの仕事の大変さと、仕事の量も質も拡充をどんどん求められている、そのことを改めて感じております。幾つか再質問をいたしたいと思えます。

順不同になるかと思いますが、高性能感染防護服、医療用マスク、これはウイルスに絞った対応だというふうに答弁では聞きましたけれども、放射線などの問題での防護服というものはどうなっているのか、そういう側面での整備ということについても、ちょっと説明を加えてもらいたい。

それから、救急医療連携事業、特に救急救命士の医療行為が拡大されている。研修や医師の特定行為の指示だとか、いろいろな要件はありますけれども、大変だなと思います。これが始まってどうということになるか、それだけの能力、研修だけで受けられるのかどうか。今まで医療行為とされていたことが、ちょっとした研修でどんどん広がっていく、これは介護や、あるいは看護師、医師との関係も拡大といいますか、医療行為をさらに関連する職員の方々に広げられていく、その必要性が求められているわけでありましてけれども、その一環として、この救急救命士との医療連携、それに先立つ研修中に事もあろうに、医師がついていて前歯が折れるというような報告があったわけで、それについてどうしてそういうことが起こったのか。研修で前歯が折れる、口の中にちょっと入れる、よっぽど機械でぐいぐいやらなければ簡単に歯なんか折れないだろうと、一般的にはですね。もうちょっと詳細に説明、報告をいただきたい。

もう一つは、これは消防のほうは研修を受けているので、医師の指導のもとにですね。医師のほうに問題はないのか、あるいは病院側といいますか、そっちが本当にきちとした体制や対応になっていたのか。そういうことをやってもらわなければ、ちょっと危なくて消防も踏み出せない。これは受けるほうの責任だけの問題ではないと私は思います。どうしてそんなことが起こったのと。よっぽど折れやすい、もう寸前だったというようなことでもあろうかと思っておりますけれども、今後のことがありますので、ちょっとこれに関連して、しっかり説明をしていただきたい。そして、担当の消防長としては、この事態をどんなふうにとらえているのか。これを教訓に何か研修等で、この見直し等を図る、そういうことがあるのかどうか、承っております。

それで、今後糖尿病の点滴だとか、あるいは吸入だとか、いろいろなところに、これまで医療行為とされていたものが関係者によってできるようになってくる。高齢化時代を迎えて、今の体制では、もう間に合わない、至るところで悲鳴が上がっている、やらざるを得ないのだけれども、これは過渡期ですから、よっぽど注意して拡大をしていかななくてはならぬ。そういう意味では事後検証、特定行為の指示41件という報告もありましたけれども、もうちょっと特定行為の指示、どういふものがあるか、それは余り急ぎ過ぎると対応能力に本当に問題があるだろうと。消防のほうとしては、どう受けとめて、どういうお願いや要望をしていращるのか、慎重な対応が必要だと思っておりますけれども、そのことについて伺っております。

それで、それに関連をして、先ほど救急隊と救助隊について、ちょっとわかりにくかったので、一体運用なのか、どう違うのか。その部分を、出動や現場対応、日ごろ日常の体制を含めて、もうちょっと言及して説明をいただきたい。

最後に、この後、補正予算でも質問通告を出しておりますが、補正予算は、できれば質問をカットさせてもらうことにいたしまして、同じことを、この決算の最初にFOMA専用システムネットワークということで質問していますので、このデジタル化時代、内容と効果の説明が一言ありましたけれども、今年度、来年度、そして今後について、このデジタル化時代を踏まえて、どんな整備

が図られていくのか、あわせて説明いただければと思います。そして、議長の了解を得て、私の補正予算の質問書は、それをもって取り下げさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山崎善弘議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 伊藤議員の再質問に対しましてお答え申し上げます。

最初に、高性能感染防護服とは、どういうものかということでございますが、通常の救急活動におきましては、普通のコート型の感染防護服でございまして、あらゆるところに穴があいておりまして、普通のウイルス等については向いていないというふうに思っております。また、オーバーオール型といたしまして、頭から足の先まで全部ファスナーで、つなぎ方式でなっております。遮断性、それから耐水性にすぐれたものでございます。これに付随するものとしていたしまして、高性能のマスク、N95というマスクを使用するものでございます。それから、インナー手袋、アウター手袋、それからシューズカバーといったものが一体化されまして、放射線等も防げるというふうに何っております。

次に、研修時の前歯の欠損事故でございまして、通常は麻酔科の指導医の先生が患者様の歯、これがぐらついていないかどうかというものを調べてやるわけですが、今回も先生の指導のもと、歯を検査いたしまして実施したところ、誤って前歯を欠損させてしまった。喉頭展開の技術的なちょっと誤りといいますか、そのような経緯で折ってしまったということでございます。

それから、救急隊と救助隊の違いにつきましては、一言で言えば、救急隊は救命を目的としてございます。救助隊は救護ということで、火災、それから交通事故等を含めた出動である消防隊と救急隊等の連携を踏まえながら出動する隊でございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 医師の指導のもとで上前歯2本の欠損についてでございますが、救命士の気管挿管の際に特定の時間、研修を受けるものでございますが、担当の消防長といたしましては、より丁寧で詳細な医師の指示が必要かと思っております。今後につきましては、医師の指示の、そういった消防長会を通しまして、詳細な指導が、より丁寧にできるようにお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○山崎善弘議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたします。これにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 平成23年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 零時30分

○山崎善弘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第8、第9号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第9号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,470万円を追加し、予算の総額を18億1,755万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入につきましては、平成23年度決算に伴い前年度繰越金を増額するものでございます。また、消防救急無線のデジタル化におきまして、平成28年5月31日までにデジタル方式への移行期限があり、当該整備には多額の費用を要することから、円滑かつ効率的に実施すべく検討を進めておりましたが、当該整備におけます国庫補助金と有利な起債が活用できますことから、本補正予算に追加するものでございます。

歳出につきましては、歳入でもご説明しましたとおり、消防救急デジタル無線設備の整備費用と

今後におけます車両更新などの施設整備計画と消防施設整備基金の活用による構成市町負担金の軽減を踏まえ、平成23年度中におけます構成市町の常備消防費負担金清算金から既定予算に追加する必要財源を差し引き、当該基金に積み立てるものでございます。

詳細につきましては、消防長から補足説明をいたさせます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○山崎善弘議長 次に、相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 それでは、第9号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

まず、歳入の8款国庫支出金でございますが、先ほど管理者より説明がありましたとおり、消防救急無線のデジタル化におきましては、当該整備には多額の費用を要することから、埼玉県消防広域化推進計画によるブロック単位で広域化とあわせて消防救急無線のデジタル化について共同整備を検討しておりましたが、第6ブロック内で共同整備の協議がまとまらず、単独で整備することといたしました。

当消防組合では、円滑かつ効率的に単独整備を実施すべく、実施時期の検討をしてみましたところ、先般、平成24年度国の一般会計経済危機対応・地域活性化予備費に係る設備整備費補助金の要望調査があり、デジタル化期限間際の実施では申請団体多数により補助金確保が危ぶまれることから、構成市町の財政部局とも協議をし、補助金の申請をいたしましたところ、本年12月3日に内定をいただいたところでございます。

また、7款組合債につきましても、消防救急デジタル無線の整備費の緊急消防援助隊に係る基準額1億円から補助金を差し引きました残額の5,000万円は、100%の充当率であり、当事業債に係る元利償還金につきましても50%について地方交付税の算入措置が講じられることとなります。

なお、残りの整備費1億4,502万9,000円につきましては、充当率90%の防災対策事業債から1億3,050万円を借りるものでございます。

この事業債につきましても元利償還金の50%について地方交付税の算入措置が講じられるため、構成市町の財政面において有利な条件となりますことから、早期に消防救急デジタル無線の整備を進めることとし、本年度の補正予算として計上させていただいたところでございます。

4款基金繰入金の1,452万9,000円につきましては、消防救急デジタル無線の整備のうち国庫補助金、組合債以外の財源として充当するものでございます。

次に、5款繰越金でございますが、先ほど認定をいただきました平成23年度決算におきまして、歳入歳出差し引き残額3,467万1,000円が生じたので、平成24年度当初予算に繰越金として計上



いたしました500万円を差し引いた2,967万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出でございますが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費の被服管理事業でございますが、当初定年退職者数8名分の採用者数を見込んでおりましたが、早期退職者3名がおり、その欠員補充といたしまして11名を採用いたしますことから、新規採用職員3名分の被服費及び防火衣購入費が不足するため増額をするものでございます。

次に、通信指令管理事業でございますが、歳入でご説明いたしました、消防救急デジタル無線設備の整備費用2億4,502万9,000円を計上させていただくものでございます。

次に、2目消防施設費の庁舎維持管理事業でございますが、東日本大震災に伴う電力会社の電気料金の値上げにより電気使用料の不足が見込まれることから増額するものでございます。

続きまして、3目非常備消防費の吉川市消防団運営事業並びに松伏町消防団運営事業でございますが、現在災害時の消防団との通信手段は消防本部の無線から消防団所有の受令機への一方送信のみの状況でございます。風水害等の同時多発的に発生する災害に対し、消防団の活動状況を把握するのが困難なため、災害時に通信障害の影響が少ないPHS携帯電話を各分団に配備し、消防団の活動状況の把握及び消防本部からの活動指示等を的確に行えるよう整備するものでございます。

なお、当該整備費用の財源は、両市町の平成23年度非常備消防費負担金の清算金から差し引き、残りを吉川市消防団分の償還金293万8,000円、松伏町消防団分の償還金302万9,000円をそれぞれ返還するものでございます。

次に、5款諸支出金、1項基金積立金、1目消防施設整備基金積立金は、管理者より説明がありましたとおり、今後において管内人口10万人を見込み、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき特別救助隊を配備し、あわせて現行18年を経過しております救助工作車の更新と救助器具の整備、また他の消防車両や通信指令施設の老朽化などに対応するため中期的な消防施設整備計画をもとに1,978万5,000円を積み立て、当該基金を計画的に活用するものでございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、人事給与システム更新整備事業につきましては、本年度末に5年間の債務負担行為が終了し、メーカーのシステム保守が平成26年度以降は対象外となることから、新規にシステムを導入するものでございます。

次に、水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業につきましては、吉川署に配備してございます消防ポンプ自動車は、平成8年に更新整備し、16年が経過している車両でございますが、平成23年度にNO<sub>x</sub>・PM法の規制対象であるため、排気ガス浄化装置を取り付け、車両更新を延長いたしました。主要装備であるポンプ機能に経年劣化による不具合が生じている状況でございます。今後の維持管理におきましても多額の修繕費用がかさむことから更新整備をするものでございます。排気ガス浄化装置を他の消防車両へのつけかえや発注から納車まで6カ月以上の期間を要し、本年度中

の契約締結が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、消防救急デジタル無線設備の整備に伴いまして、地方債限度額を5,770万円から2億3,820万円に変更するものでございます。

以上で第9号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、4番、高野昇議員の質疑を許可いたします。

○4番 高野 昇議員 4番、高野です。第9号議案、一般会計補正予算について簡潔にお伺いいたします。

消防救急デジタル無線については、さきの議会で一般質問をさせていただきました。今回工事費が提案されておりますので、その中身についてお伺いいたします。まず、工事内容ですけれども、金額が2億4,502万9,000円とかなり多額であります。どういう工事内容なのか、どういう設備なのか、その概要をお聞きしたいと思います。また、いつ工事が始まって、いつ完了予定なのか。発注は入札でやるということですが、入札の方式はいかなる方式を考えているのか。また、このデジタル化は、アナログ化の期限切れによるものということですが、デジタル化によって期待される効果、先ほど一部説明がありましたけれども、どういう効果が期待されるのか。そして、当面はアナログ方式との併用ということですが、完全デジタル化の時期はいつごろを見込んでいるのか、お伺いいたします。

2点目の消防施設整備基金管理事業については、先ほど消防長から提案理由の説明がありまして、おおむね了解したところでありますが、今後更新が必要となる車両等、さらに詳しい説明が用意されているのであれば、その説明をお願いいたします。

以上です。

○山崎善弘議長 4番、高野昇議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

高橋浩造指令課長。

○高橋浩造指令課長 それでは、消防救急デジタル無線設備整備工事について説明いたします。

初めに、工事内容、工事期間、入札の方法でございますが、アナログ方式の使用期限が平成28年5月末日となっておりますので、現在設置されている基地局・移動局無線機の無線統制台をデジタル方式へ切りかえ工事し、庁舎屋上へ空中線塔（アンテナ塔）1基増設並びに電源設備等の工事でございます。工事期間でございますが、平成25年6月ごろに工事に係る打ち合わせ、6月中旬から7月中旬の間に図面の作成、7月ごろから着工準備し、平成26年2月末に完成の予定をしております。入札の方法ですが、吉川市入札参加資格者名簿に登録されております業者から選定し、指名競争入札といたします。

2点目のデジタル化による期待される効果でございますが、①としまして、データ伝送による確

実かつ効率的な消防救急活動の支援、車両の効果的運用、支援情報の高度化、情報伝達の確実化で  
ございます。②としまして、無線チャンネルの増加、事案別にチャンネルを区別することが可能に  
なります。③としまして、通信の秘匿性の向上による個人情報の保護及びテロ等の国民保護事案、  
特殊災害事案における機密情報等の保護ができます。

3点目のアナログ方式との併用とのことでありますが、完全デジタル化の時期の見通しでござい  
ますが、デジタル化整備に約9カ月間かかりますので、平成26年以降になりますが、当面はデジタ  
ル化とアナログ化を運用し、近隣消防本部のデジタル化整備状況を見ながら、切り替え時期を検討  
してまいりたいと思っております。

以上です。

○山崎善弘議長 鈴木克己次長。

○鈴木克己次長 私からは消防施設整備基金管理事業についてご説明をさせていただきます。

施設整備計画につきましては、国の指針であります消防力の整備指針をもとに吉川松伏消防組合  
消防計画を策定し、社会情勢の変化に対応できるように随時見直しを図り、時勢に即した整備計画  
を図っているところでございます。当該消防計画の項目の中で消防力等の整備計画を定め、消防需  
要に適応した人員、施設及び資機材を整備するための必要事項について定めているところでござい  
ます。

今後更新が必要となる車両など主な施設整備でございますが、計画を定める年度、該当する各車  
両等の現状及び財政状況等を総合的に判断するところでございますが、現在の計画におきましては、  
平成25年度は吉川消防署に配備している消防ポンプ自動車、平成26年度は吉川消防署に配備してい  
る救助工作車及び救急自動車、平成27年度は吉川消防署南分署に配備している水槽付消防ポンプ自  
動車及び松伏消防署に配備している消防ポンプ自動車、平成28年度は松伏消防署に配備している災  
害支援車の更新を計画しているところでございます。

また、通信指令施設につきましても、導入後9年が経過し、各種通信機器が老朽化している現況  
と、この通信施設の再リースに係る費用や施設に附属する予備電源装置の更新が必要となっております。  
通信指令施設は119番の受信から消防部隊への指令などを行う重要な施設でありますことから、災  
害対応に支障を来さぬよう適切な更新時期を見きわめて更新整備を進めてまいりたいと考えて  
おります。

また、吉川消防署庁舎につきましても、設立から19年が経過し、庁舎及び設備等につきましても、  
一部老朽化による不具合が出てきているところでございます。市町民の生命、財産を守る第一線で  
あり、地域の防災活動を担う拠点として重要な施設でありますことから、適切な維持管理に努める  
とともに、計画的な庁舎改修、修繕を実施していくものでございます。

なお、管理者よりご説明がありましたとおり、計画されております各種施設更新整備に係る費用  
については、構成市町負担金の軽減を踏まえ、中長期的な視点により、組合債とあわせて消防施設

整備基金の活用を図っていくものでございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 ありがとうございます。1点だけお伺いしたいのですが、この防災の取り組みは、この消防組合と各市町との連携が重要になってくると思うのです。今、吉川市でも松伏町でも地域の防災行政無線が設置されて使われていると。こちらは既に完全デジタル化しているかなと思うのですが、今後地域の防災デジタル無線と消防の救急デジタル無線との設備の供用であるとか、あるいは共同運用というのは考えられないのか。もし考えられるとしたら、どういう形が考えられるのか、その1点だけお伺いいたします。

以上です。

○山崎善弘議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

高橋浩造指令課長。

○高橋浩造指令課長 今、私ども消防のほうで進めているデジタルの関係と、当然吉川市、松伏町のほうでも防災行政無線というのがデジタル化になります。今聞いているのは、松伏町のほうでは、どういうふうな形になるかということで、今月の初めころに、うちのほうでお借りしているというか、うちのほうでは防災無線も対応していますので、業者の方が見に来たいというので、間もなく進めるのかなと私なりに個人的に感じたところではありますが、私どもの指令課の使っている指令台と一緒に共通することはないのかなと私自身は思っています。今現在うちの指令施設の中に、私どもが使っている指令台と別の部屋のところに吉川市の防災無線と松伏町の防災無線を設置してありまして、遠隔装置で土、日、夜間の緊急の連絡があった場合には、当指令課職員が、その事案を放送するというようになっております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 6番、伊藤正勝議員からの通告につきましては、先ほど取り上げられましたので、質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。



◎閉会の宣告

○山崎善弘議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成24年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変にご苦労さまでした。

閉会 午後 零時56分

